

建設工事業者への重要なお知らせ

平成30年 2月 1日

北秋田市財政課

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（通知）

現場代理人の兼務について、平成29年4月1日以降に契約を締結する工事について常駐義務を緩和しているところですが、県発注工事における総合的な担い手・施工確保対策に係る入札契約関係要綱等の改正について（建政 ー 1254）の通知に伴い、以下の取扱いといたします。

1. 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、合計で3件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）当該現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。

（1）市、県又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。（ただし、北秋田市以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。）

（2）工事現場がいずれも北秋田市内であること。

（3）1件の請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満。）の工事であること。

2. 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人の兼務申請書」（以下「申請書」）を発注者に提出し、承認を得るものとする。

3. 発注者は受注者より申請書の提出があった場合、その内容が上記1の要件を全て満たす場合には、これを承認する。ただし、発注者が常駐を必要と判断した場合には、この限りではない。

4. 上記3により承認を受けた後、契約変更等により上記1の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

5. 適用期日

平成30年2月1日より適用する。